平成３０年（フ）第１７９号
大阪市東成区大今里２丁目25番21―101号
債務者　宮川　英加（旧姓梅本）
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３７４号
大阪市浪速区桜川２丁目３番32―507号、前住所大阪市西成区北津守１丁目１番21号
債務者　岡本　美和
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４００号
大阪府茨木市橋の内２丁目７番19―201号
債務者　古守　郁美
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４６７号
大阪府枚方市片鉾本町２番10―101号
債務者　村上　律子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５３０号
大阪府枚方市出口４丁目15番１―102号
債務者　石田　英一
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５７８号
大阪府東大阪市楠根２丁目11番23号、前住所大阪府東大阪市楠根２丁目９番19号
債務者　前野　　進
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５８１号
大阪市北区本庄東３丁目５番７号　ウィズ梅田北　301号室
債務者　田中淳之助
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５９３号
大阪市鶴見区鶴見５丁目８番２―105号
債務者　西森　陽子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６２１号
大阪市東住吉区西今川４丁目25番９号　ルポサンベルナール　203号、前住所大阪市城東区今福西５丁目２番27―602号
債務者　和田　優翼
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６３９号
大阪市北区天満２丁目７番21号　マジェスティ天満橋　203号室
債務者　西元　亜季
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字国遠1130番地62
債務者　竹本　大克
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成３０年（フ）第３９号
大分県別府市元町16番４号
債務者　松元　律子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７４４号
仙台市若林区大和町５丁目18番10―203号、従前の住所秋田県横手市南町21番10号　シャトレー陽103号
債務者　亀谷　恭平
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１５号
仙台市太白区あすと長町４丁目３番58―409号
債務者　石橋　五郎
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第８１号
宮城県宮城郡松島町高城字愛宕一２番地の１コーポニシヤナギ３号、従前の住所仙台市若林区霞目２丁目25番10号　イーストホームズ201
債務者　神田　元治
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１４６号
茨城県日立市川尻町７丁目18番４号、前住所埼玉県深谷市稲荷町北４番９号（レオパレスラピスライト102号）
債務者　山崎　真理
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
水戸地方裁判所日立支部